



問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・早坂 周子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com

takeshi.joichi@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

JBS フラッシュニュース

2014 年 2 月号

目次

2014年度中央政府暫定予算(案)



Building a better
working world

今回の JBS フラッシュニュースでは、2 月 17 日に発表された中央政府の暫定予算案の速報についてお届けします。

2014 年 2 月 17 日に 2014 年度中央政府の暫定予算案が発表されました。ただし、5 月にインド議会の下院議員の任期が満了することで、5 月ごろに総選挙が実施される予定であり、これに伴い、本予算については新政権成立後の 7 月ごろに発表される予定です。従い、今回の暫定予算案はつなぎ的性格のものであり、歳出面においては新たな目玉事業などは盛り込まれていません。

総括

インド所得税法そのものには変更はありませんが、財務大臣は現在の景気減退の観点から間接税の税率についていくつかの変更点を提案しました。これらの変更については 2014 年 2 月 17 日から施行されています。

財政面に関しては、財政赤字は 2014-15 年度には名目国内総生産(GDP)比 4.1%となり、2012-13 年度実績見込みの同 4.6%から 0.5%ポイント縮小する見通し(4.6%－4.1%=0.5%ポイント)を示しました。2012-13 年実績の同 4.9%、2013-14 年度原案の同 4.8%も下回っており、財政の健全化が着実に進む道筋を提示したといえます。

一方、国債の発行による政府の市場借入(償還額を含むグロス・ベース)は 2014-15 年度には 5 兆 9,700 億ルピーと、2013-14 年度原案の 6 兆 2,900 億ルピーを 5.1%下回るものの、同年度実績見込みの 5 兆 6,300 億ルピーと比較すれば 6.0%増へ膨らむものと見積もられています。

暫定予算案はインフレ傾向と伸び悩む経済を背景に提示されました。暫定予算案の発表では、従来慣例に従い、税法改正は提案されていません。ただし、特に製造業を刺激するために、間接税率において、いくつかの変更がありました。

直接税について税法改正はありませんでしたが、これは 2014 年 3 月 31 日に終了する電力セクターのタックスホリデー期間や、海外子会社からの受取配当金に対する 15%の優遇税率に影響してきます。

規制面では、インドの金融商品デリバティブ市場の拡張、強化のため、いくつかの措置が想定されています。財務大臣はまた、適切と考えられた場合インド政府により実施され得るポリシーの発表をしました。

経済面では、財務大臣は、2013-14 年度の財政赤字が国内総生産(GDP)の 4.6%となり、予算枠の 4.8%内にとどまり、前年に比べ、経常赤字の削減、インフレ率の緩和があったことを発表しました。

1. 直接税案

- **税率は変更なし**

2013-14年度の現行の所得税率が、2014-15年度も継続適用となります。対応するサーチャージと教育目的税も同様です。さらに、2014-15年度の「前払税」や源泉徴収税を計算するうえでの所得税、サーチャージ、教育目的税の税率も2013-14年度において適用されているものから変更はありません。

- **電力セクターのタックスホリデーは終了**

所得税法(ITA)は2013年財政法(FA2013)により改正され、2014年3月31日以前に発電、送電及び配電事業に従事する場合、あるいは、2014年3月31日以前に既存の送配電線ネットワークの大規模な改装工事や近代化が行われた場合、タックスホリデーが延長されていました。今回は暫定予算案なので、更なる期間延長は提案されませんでした。従い、総選挙後に提案される正式な予算案で、このタックスホリデーの延長が規定されるか、見守る必要があります。

- **2014年3月31日後、外国子会社からの受取配当金に対する15%の優遇税率は不適用**

2013年財政法では外国会社(インド会社が26%以上の株式保有)からの受取配当金に対する15%の優遇税率を2014年3月31日まで延長していました。この更なる延長はなく、従い、2014年4月1日以降の受取配当金には通常の税率が適用されます。

- **科学研究の資金提供するための新しい税務優遇措置**

所得税法は特定の条件を満たす場合、支出控除を認めています。財務大臣はスピーチで新しい資金調達や税務優遇措置を提案しました。競争的なプロセスを経て選定された研究プロジェクトに資金提供できるよう、研究資金提供機関(RFO)の設立が提案されました。RFOへの拠出金は税務優遇措置を享受する資格があります。現段階では、これは提案に過ぎず、施行のためには所得税法の改正が必要になります。これらの変更は正式な予算案が発表される際に行われる予定です。

- **直接税法(DTC)が公開討論の場を設置**

財務大臣はスピーチの中で、所得税法を抜本改正し、導入される予定の直接税法案について、2014-15年度に法案が通過するよう、ウェブサイト上、公開討論の場を設ける意向を示しました。

2. 間接税 率の主な変更点

● 物品税

- ▶ 物品税の基本税率は12%で変更はありません。
- ▶ 資本財と消費財セクターの成長を促進するために、1985年中央物品税率法の第84章と85章に分類される機械、機械設備、電気機器、他の製品について、2014年6月30日まで、物品税率が12%から10%に引き下げられました。
- ▶ 次の表の通り、自動車セクターに対する救済措置として、2014年6月30日まで多くの品目の基本物品税率が軽減されることになりました。

品目	税率 (%)	
	旧	新
小型車、オートバイ、スクーター、救急車、ハイブリッド自動車、1800cc超の排気量を有するセミトレーラー用のロードトラクター等の特定の商用車	12	8
スポーツ用多目的車(SUV車)	30	24
排気量1500cc以下の中大型車	24	20
排気量1500cc超の中大型車	27	24

- ▶ 車台やトレーラーの物品税率も引き下げられました。
- ▶ 携帯電話の国産化を促進するため、物品税率はCENVATクレジットを行う場合は6%、CENVATクレジットを行わない場合は1%に引き下げられました。
- ▶ 上記の変更は2014年2月17日から施行されています。

● 関税

- ▶ 基本関税に変更はありません。
- ▶ 非食用油とその部類、脂肪酸と脂肪アルコールに対する基本関税は、石鹼やオレオ油化学製品の国内生産を促すため、7.5%に下げられました。
- ▶ これまで道路建設用に輸入された特定の機械は、物品税の代わりに相殺関税の適用が可能でしたが、今回撤廃されました。
- ▶ 上記の変更は2014年2月17日より施行されています。

● サービス税

- ▶ サービス税の基本税率は12%で変更ありません。
- ▶ 農産物に関連する特定のサービスで、サービス税非課税の対象が水田に限られるのか、それとも米の生産にも拡大解釈できるのかについての議論がありました。米の積み下ろし、梱包、貯蔵の活動は、明確にサービス税の課税対象外となりました。
- ▶ 臍帯血バンクが提供する幹細胞の保存によるサービスと、そのような保存方法に関連するその他のサービスは、サービス税の課税対象外になりました。

この暫定予算案の発表により、間接税の減税が消費に結びつき、製造業のより高い成長、特に費用負担の重圧に揺れ前例のない減退に苦しむ自動車業界の成長に繋がることを期待されます。

3. 重要な政策の発表

- インドの金融商品のデリバティブ市場を深め、強化するために想定されている措置は次の通りです
 - ▶ 米国預託証券(ADR)/グローバル預託証券(GDR)方式を広く改定し、預託証券の範囲を拡大。
 - ▶ ルピー建て社債市場の自由化。
 - ▶ インド企業が外貨為替リスクから守るための通貨デリバティブ市場の拡張と強化。
 - ▶ 全ての個人に対する金融資産記録の作成。
 - ▶ インド債券への投資を検討する国際投資家のための円滑なクリアリング・決済
 - ▶ 商品デリバティブ市場の規制の枠組みを強化するため、先物契約(規制)法の改正。

コメント

これは暫定予算案であるため税法に大きな変更は見られませんでした。現行所得税率は該当するサーチャージや教育目的税とともに、2014年7月に予定されている通常予算の一環として実行されるまでは引き続き適用されます。

この暫定予算案の発表のように、間接税の減税が消費を喚起し、製造業のより高い成長、特に、コスト負担の重圧から、前例のない停滞に苦しむ自動車業界の成長に繋がることを期待します。

インド企業が非課税または低率の税務管轄区域に保有する口座に対する調査が厳しくなっていると財務大臣も述べていることから、脱税防止の強化は続くことが伺われます。

現行の所得税法に代わり導入が予定されている直接税法は、公開討論のためのWebサイトに掲載される予定です。財務大臣は、物品サービス税(GST)とともに、直接税法も2014-15年度に可決されることを期待しています。

インドの金融商品デリバティブ市場の拡張、強化のための措置も想定されています。

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。